

## 第8章. 貿易の技術的障害（TBT）

強制規格、任意規格及び適合性評価手続の導入に際し、他の締約国の利害関係者の参加及び意見提出の機会を与えること、国際規格に適合的な措置であっても貿易に著しい影響を与える場合はWTOに通報すること、WTO通報と同時に締約国に当該通報及び提案を電子的に送付すること等を規定している。

また、透明性強化の観点から十分なリードタイムを確保するべく、強制規格及び適合性評価手続の導入に際し、他の締約国及び他の締約国の利害関係者が意見を提出する期間を通常60日間とすることや、TBT協定に規定する強制規格及び適合性評価手続に関する要件の公表と実施の間に設ける「適当な期間」を6ヶ月以上とすることも規定されている。

TPP協定のTBT章では、これらのWTO・TBT協定では規定されていない義務が規定されており、我が国が他の締約国による強制規格等の策定に関する情報を確実に入手し、要望等を提出することが容易となり、我が国企業が他の締約国において活動する際の予見可能性が高まることが期待される。

遺伝子組換え食品表示を含め、食品の表示要件に関する日本の制度の変更が必要となる規定は設けられていない。